

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本計画は、国や道が示す基本指針や障がい者計画に即して、障がい者の自立や社会参加に向けた支援、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の種類、利用量確保の施策の基本的方向性を定めるものです。

本町においては、平成18年3月に美深町障がい者福祉計画第1期～第6期（平成18年度～令和5年度、各期3か年度）計画を作成し、令和5年度までの本町における障がい福祉施策を進めてきました。

今回の第7期計画においては、第6期計画の進捗状況等の分析・評価を行うとともに、課題の整理や障がい者のニーズを把握することで、令和8年度までの本町における障がい福祉施策の基本的方向性を定めるものです。

2 計画の性格・位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づき、市町村が実情に応じて障がい者の自立や社会参加の支援の施策を定める「市町村障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）に基づき、市町村において必要な障がい福祉サービス、地域生活支援事業等の種類や利用見込量の確保を図るための施策を定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づき、市町村において障がい児支援の環境整備等の施策を定める「市町村障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定します。

また、本計画については、上位計画である第6次美深町総合計画（令和3年～12年度）、関連する計画である美深町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、美深町子ども子育て支援事業計画などと整合性を図りながら推進していきます。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。なお、制度改正等により、計画期間中に本計画を見直すことがあります。

4 計画の作成体制

計画作成にあたっては美深町障がい者福祉計画等作成委員会を設置し、幅広い分野の方から意見をいただき、美深町障がい者自立支援協議会においても、町内の障がい福祉関係担当者と協議し、計画作成を進めてきました。また、障がい者ご本人やその家族の方、直接支援を行っている障がい者支援施設や高等養護学校からも意見をいただき、地域の実情に即した計画となるよう努めました。

5 計画の基本理念・基本目標

この計画は、障がいのある人もない人も共に安心して地域で生活する「ノーマライゼーション」と、障がい者が社会的・経済的に普通の生活を営むことができるよう援助する「リハビリテーション」を基本理念とし、その実現のために4つの目標に沿った施策の体系化を図り総合的に推進します。

計画の基本目標

- (1) 障がい者施策の総合的推進体制の充実
- (2) 地域での支援体制の充実
- (3) 地域生活の基盤確保
- (4) ライフサイクルにおける個人支援体制の充実